

2023年10月から始まる適格請求書等保存方式（欧州型インボイス制度。以下、「インボイス制度」という）だが、いまだ免税事業者の一部には、免税事業者のままでは取引から排除されるという懸念からの反対があるようだ。そこで改めてインボイス制度が導入された意義を整理すると、次のようになる。

第1に、現行の取引総額から計算する方式では、消費税を負担しない免税事業者との取引も仕入税額控除の対象となるので、マスコミなどからいわゆる「益税」が生じているとの批判が行われてきた。消費税は今やわが国の基幹税であり、国民からの信頼を高めていく必要がある。従来は請求書などに「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載を義務づけ、支払った消費税額が確実に国に納付されることを明らかにすることにより消費税の信頼を高める必要がある。

第2に、軽減税率が導入され、複数税率となり、取引ごとに仕入税額を正確に伝える仕組みとしてインボイスが必要となる。つまり、複数税率で複雑になる仕組みを簡素化するのに役立つのがインボイス制度である。

最後に、これが最大のメリットだと筆者は考えるが、インボイスは、事業者間取引において、売手が買手に取引価格に係る消費税額を正確に請求するためのツールである。インボイスによって消費税額を「見える化」することになり、事業者間の取引に係る消費税額が転嫁しやすくなるのである。

さらにもう1つ重要なことがある。それは、標準化されたデジタルインボイス（電子インボイス）を活用することにより、バックオフィス業務の近代化、さらにはタイムリーに経営状況が判断できるリアルタイム経営による効率化にもつなげていくことができるという効果である。

すでにわが国のデジタルインボイスの標準仕様（日本版ペポル）のドラフトは公表され、ベンダー各社においてはそれをもとにしたシステムやソフトの開発が進んでいる。この動きに対し政府は全面支援しており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）には、「標準化された電子インボイスの利用を通じ、請求プロセスのデジタル化を促進するため、関係府省庁が連携し、引き続き、必要な取組を行う。具体的には、（中略）これ

に協力する事業者団体とともに、対応するソフトウェアの開発を促し、令和4年度（2022年度）からは、その普及支援を、中小企業のデジタル化支援の一環として講じることで、標準化された電子インボイスの普及を図る」と記されている。

インボイス制度導入の機会に、事業者のバックオフィス業務や、個人事業主などの事務処理を近代化し、標準仕様に沿った民間の業務ソフトの普及を支援し事業者の負担軽減と会社経営

の効率化を促進することについて、デジタル庁はフラッグシッププロジェクトとして主導しているのである。

筆者は2014年に、英国・フランス・ドイツなどの欧州諸国に出かけインボイス導入の実態を調査する機会を得たが、そこではデジタルインボイスが、VAT支払のためだけでなく、受発注、支払など一連の証票と連動し、調達システム、会計処理、税務処理、さらには経営判断の効率化に役立っている現状を見ることができた。そして、そのサービスを提供するオラクルなど一大産業群の存在に驚かされた記憶がある。

わが国は「デジタル敗戦」と揶揄されるが、デジタルインボイスの導入は、事務効率、経営効率の向上に向けた絶好のチャンスと捉える必要がある。

連載

税制之理

森信茂樹
東京財団政策研究所研究主幹

第182回
デジタルインボイスで経営効率向上を